

第 10 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和3年10月25日 午後3時00分から4時20分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	1 1	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	1 2	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	1 3	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	1 4	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	1 5	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	1 6	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	1 7	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	1 8	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	1 9	田 守 文 夫	出席
1 0	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	早 坂 梨 央

- 4 議事録署名委員
 - 1 3 番 平尾 秀元 委員
 - 1 4 番 茂古沼 憲宏 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 地目変更登記に係る釧路地方法務局帯広支局登記官からの照会について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第3号 音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第6号 土地の現況証明願について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決

定について
議案第8号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて
議案第9号 「音更町の農業の振興に関する計画」の策定に係る意見等の提出について

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和3年第10回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
議事録署名委員は、13番 平尾委員、14番 茂古沼憲宏委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第4項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号を終了いたします。
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第3項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号を終了いたします。
次に、報告第3号「地目変更登記に係る釧路地方法務局帯広支局登記官からの照会について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第3号第1項朗読、説明)

本件につきましては、農林水産省からの通知により、登記地目の変更申請がされた際に、農地転用許可書や非農地証明書が添付されていない場合、法務局は農業委員会に現況地目の確認等について照会して、農業委員会はこれに速やかに回答することとされております。

今回、町内の土地について、登記地目を畑から原野に変更するため、地目変更登記申請がされたことにより、法務局より農業委員会に照会があったものについて、照会された日から2週間以内に回答することとなっていることから、総会に諮ってから回

答することができないものについては、事務局長名で回答したものについて次の総会で報告するものとされているため、ここで報告するものとなります。

現地調査については、地区担当委員と事務局職員で実施しており、現況地目は非農地であることを確認してきていることを申し添えます。以上、報告とさせていただきます。

議 長 報告第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
高野委員から調査報告をお願いいたします。

15番 こちらの場所ですが、平成31年に農地の処分をしたいとの相談があった際に農地ではない土地であったため、現況証明で山林に地目変更をした土地でありまして、一度調査をして願出のとおり証明した土地でしたが、その時に登記していなかったようで照会があったという状況でございます。その当時と同じように既に山林となっており、畑としての利用をするような格好となっております。今回も非農地であると確認してまいりました。以上です。

議 長 高野委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第3号第1項を終了いたします。
続きまして、報告第3号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第3号第2項朗読、説明)

議 長 報告第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
石王委員から調査報告をお願いいたします。

8番 現地を確認してまいりました。「調査書」を見ていただければわかりますように、住宅地の一角になります。現状としては、草が生えている状態で非農地であることを確認してまいりました。以上です。

議 長 石王委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第3号第2項を終了いたします。
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項及び第2項朗読、説明)
本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ

ておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項及び第2項につきましては、後ほど議案第8号においてあっせんの申出がございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項及び第2項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項及び第2項については、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の7ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
茂古沼美則委員から、調査報告をお願いいたします。

5 番 この農地ですけれども、以前は他の方が管理されていたものですが、この農
地に隣接する農地を耕作されているということで、今回の借主に3条の賃貸借の契約
を結んでいただくということになったそうです。賃借料については、多少高い金額と
なっておりますが、地域の調和を乱すようなものではないと判断をまいりました。
以上です。

議 長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい
ませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第2項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の7ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から調査報告をお願いいたします。

18番 今月の17日に貸主であるお父様のほうに出向いて、場所並びに面積の確認をして
まいりました。この案件ですけれども、お父様の年金受給のために借主である息子さ
んに経営移譲するということでもあります。親子間の契約でございますので何ら問題は
ないと判断いたしました。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第3号「音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について」の第
1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第1項朗読、説明）

本件につきましては、自己用の農家住宅を建設するために、347.38平方メー
トルを農用区域内農業用施設用地から除外するための諮問であります。

「調査書」につきましては、8ページから10ページになります。その「調査書」の
10ページをご覧ください。

現在お住まいの住宅が古く手狭であるため、北側の近接した場所に新築するもので
あります。既存住宅や格納庫等が立地しているところは既に除外地になっていますが、
それらの周囲を取り囲むように農業用施設用地になっていることから、あわせて庭、
駐車場の確保に必要な最小面積について除外しようとするものです。

なお、建設予定地を含め、申出地全体が登記地目及び現況地目が宅地でありますの
で、農地転用許可は不要であることを申し添えます。以上です。

議 長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第1項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよ

ろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

本件につきましては、除外地である白地から、開墾して農用地区域内農地に変更しようとするための諮問であります。

「調査書」につきましては、11ページから13ページになります。その「調査書」の13ページをご覧ください。農家宅地でありますこの土地の所有者は、現在は幕別町にお住まいのため空き家となっています。周辺の農地は申出者が借りており、いずれは取得する予定とのこととあります。開墾して土地改良事業で暗渠排水工事を行い周辺と一体的に農地として利用していくために農用地区域内農地へ変更しようとするものがあります。以上です。

議長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第2項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は、酪農と畑作を営んでおり、経営規模の拡大により、新たに牛舎、スラリーストアの建設を計画するものです。

申請地については、「調査書」の18ページから21ページにあるとおりで、3,600平方メートルの転用です。「調査書」の21ページをご覧ください。

牛舎及び通路・作業場については、土地の所有者が申請人と申請人の父の所有地にまたがって計画しているので、息子さん所有地分は、農地法第4条の規定による転用、お父様所有地分は、同じく第5条の規定による転用になり、この後、ご審議いただきます。

立地基準につきましては、「調査書」の14ページから17ページにあるとおり農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため、農地法第4条第6項のただし書きの例外許可事由にあたると思われます。

一般基準につきましては、「調査書」の15ページから16ページにあるとおりで、

資力・信用力については、事業費相当額借入申込みの確認証明が金融機関から出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われま
す。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から調査報告をお願いいたします。

18番 先月の16日に事務局とともに現地のほうを確認してまいりました。先ほど事務局
からの説明にもありましたが、酪農と畑作で経営をされております。現在、牛を50頭
ほど搾っているということですが、こちらのほうを規模拡大したいということで今回の
案件となっております。
本件は、後ほど審議する議案第5号の牛舎の北側部分になります。ここには、スラリ
ーストアを建設するというごさいます。糞尿を処理するために必要な規模であり、
必要最小限の面積での申請であると思われます。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議
題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

本件につきましては、先ほどご審議いただきました議案第4号の関連案件になります。

申請地については、「調査書」の26ページから28ページにあるとおりで、
5,132平方メートルの転用です。「調査書」の28ページをご覧ください。先の第
4号案件の南側地続き部分になります。牛舎及び通路・作業場を計画するものです。

立地基準につきましては、「調査書」の22ページから25ページにあるとおり農用
地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため、農地
法第5条第2項のただし書きの例外許可事由にあたると思われます。

一般基準につきましては、「調査書」の23ページから24ページにあるとおりで、
資力・信用力については、事業費相当額借入申込みの確認証明が金融機関から出されて
おり、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われま
す。以上です。

議 長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から調査報告をお願いいたします。

18番 先ほど、事務局のほうから説明があったかと思いますが、議案第4号と関連いたしまして、この部分は牛舎を建てるということで、親牛で150頭入る規模であると伺いました。通路・作業場を含めた面積での申請となっております。こちらにつきましても、必要最低限の面積での申請であると思われます。以上です。

議長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第6号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の29ページから31ページのとおりであり、先ほどご審議いただきました議案第4号及び第5号の関連案件になります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議長 議案第6号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。白川委員から調査報告をお願いいたします。

18番 こちらの願出は、先ほどの議案第5号の牛舎の東側の部分になります。「調査書」の31ページを見ていただければわかりますように、住宅と牛舎の建設予定地の間の図のような位置に格納庫等が建っており、現況に合わせた必要最小限の面積での願出であると思われます。以上です。

議長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第7号第1項から第4項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。

つきましては、第5項からご説明いたしますので、「議案書」15ページをご覧ください。

(議案第7号第5項から第11項朗読、説明)

第1項から第11項につきましては、別添「調査書」32ページから35ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第7号第1項から第11項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第11項について、決定いたします。

次に、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第8号第1項から第3項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時から農地調整部会が開催されており、議案第8号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、札幌市のAさんからの貸借の申出につきまして、適格者といたしまして、今まで借りられていた、富丘地区のBさん(42歳)を選定いたしました。

第2項、芽室町のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北進地区のDさん(47歳)を選定いたしました。

第3項、芽室町のCさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北進地区のEさん(58歳)を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第8号第1項から第3項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第8号第1項から第3項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願ひいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第9号「音更町の農業の振興に関する計画の策定に係る意見等の提出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第9号朗読)

農政課 (議案第9号説明)

議長 議案第9号について農政課より説明がありました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第9号について、「意見なし」と回答することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第9号について、「意見なし」と回答することに決定いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和3年第10回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後4時20分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和3年10月25日

議長 石川清光